

令和元年度 第24回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和2年2月27日（木） 午前9時40分から10時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 川本晴彦 | 次長兼任用課長 | 山添久 | |
| | 給与課長 | 川口豊長 | 主幹 | 尾田聡子 | |
| | 係長 | 毎野卓実 | 係長 | 高多孝典 | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
議案第2号 職員の任用に関する規則の一部改正について（試験の告知関係）
議案第3号 人事委員会規則の一部改正について（警察組織改正関係）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

2 改正の概要

- 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及び地方税共同機構を加える。
- 施行期日は、令和2年4月1日とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

必要な派遣先の追加に伴い規定の整備を行うものであり、派遣される職員の派遣先における給与等の勤務条件は、県における場合と同様であることから、異議はない。

◇職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員に関する制度が設けられたことに伴い、会計年度任用職員の仕事の宣誓について、それぞれの任用形態及び任用手続に応じた方法によることができるよう、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 会計年度任用職員の仕事の宣誓について、任命権者は別段の定めをすることができるものとする。
- (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

○地方公務員法

(仕事の仕事)

第31条 職員は、条例の定めるところにより、仕事の仕事をしなければならない。

○職員の仕事の宣誓に関する条例

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

3 条例案に対する当委員会の判断(案)

令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴う所要の規定の整備を行うものであり、異議はない。

◇職員の特務手当に関する条例及び警察職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 職員の特務手当に関する条例

(1) 条例の改正理由

職員の特務手当が業務実態を適切に反映したものとなるよう手当の支給対象業務及び支給額を見直す。

(2) 条例の概要

ア 皆成学園に勤務する保育士に支給する児童生活支援業務手当の額を、月額22,000円(現行月額11,000円)に引き上げる。

(見直し理由)

近年、皆成学園の入所者は障がい重度化してから入所する傾向があり、公務災害が増えるなど対応の困難さが以前より増大している状況を踏まえ、手当額の引き上げを行うもの。

イ 原子力環境センターの職員が行う放射線の照射を伴う調査研究業務を、放射線取扱業務手当の支給対象に加える。(日額300円)

(見直し理由)

平成28年の原子力環境センター設置により新たに生じた業務であり、一般の職員が放射線物質を装備した機器を用いて放射線を照射し、極めて強い精神的緊張感の生じる状況下において業務を行っている状況を踏まえ、新たに手当の対象業務とするもの。

ウ 児童福祉法の改正に伴い、一時保護の解除後の児童の家庭環境の調整や当該児童の状況把握な

ど安全確保が都道府県の業務として明文化されたことにより、困難折衝等業務手当の規定を整備する。(日額 600 円又は1,200 円)

エ 施行期日は、令和2年4月1日とする。

2 警察職員の特殊勤務手当に関する条例

(1) 条例の改正理由

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、職員が天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛の作業に従事した場合に支給される身辺警護手当（以下「天皇等の身辺警護手当」という。）について、所要の改正を行う。

(2) 条例の概要

ア 天皇等の身辺警護手当の支給の対象となる側近警衛の対象者に、上皇、上皇后、皇嗣及び皇嗣妃を加える。

イ 施行期日は、公布の日とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

職員の特殊勤務手当に関する条例については、本年度、全部局を対象とした実態調査を実施して必要な見直しを行うものであり、本委員会としても本年の職員の給与に関する報告において、勤務の困難性等について定期的に点検し、見直していくことが必要である旨言及していることから、異議はない。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例については、皇位継承に伴い所要の規定の整備を行うものであり、異議はない。

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定により、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項について、適切な管理を行うため必要な措置を講ずるものとする。

【条例の規定を踏まえて服務監督教育委員会が講ずることとされている措置】

・学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定める。

上限時間

① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1か月の時間外在校等時間について、100時間未満

1年間の時間外在校等時間について、720時間以内

(2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条の規定を踏まえて文部科学省が定めた指針に則って、教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の業務時間を管理するための所要の規定の整備を行うものであり、異議はない。

【質疑等】

委員：職員の特殊勤務手当に関する条例に関して、困難折衝等業務手当の支給額が600円又は1,200円とあるが、どういう場合に1,200円が適用されるのか。

事務局：条例により、1,200円となる場合は、その業務が積極的な加害意思を持った相手方に対し行われ、職員の身体又は生命に重大な危険を及ぼすと認められる場合とされている。

委員：通常は600円ということか。

事務局：そのとおり。

委員：重大な危険を及ぼすということを誰が判断するのか。

事務局：条例では、人事委員会が認める場合とされており、人事委員会通知で「銃器、刃物等による威嚇を受けた場合又は相手方からの執拗な抵抗にあった場合をいう。」と定めている。

委員：そうした相手に職員が立ち向かうのか。

事務局：県税の徴収などで困難な事例が生じることもあり、実際にケガをされたりすることもある。

◇議案第2号

職員の任用に関する規則の一部改正（試験の告知関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり規則の一部を改正する。

1 現行規定について

鳥取県職員の採用試験については、職員の任用に関する規則第17条により広く周知を図っている。

2 改正の趣旨

現行規定においては、県公報、新聞、ラジオ等により告知することとなっているが、現状は次のとおりである。

規則制定当時においては、広く周知する方法として、県公報、新聞、ラジオが主流であったと考えられるが、現在においてはインターネットの普及等その手段も変化していることから、現状に対応した内容に改正する。

(1) 県公報

平成30年度まで県公報へ掲載していたが（競争試験のみ）、従来から下記（2）、（4）のとおり広く周知を行っているため、今年度から県公報による告知は行っていない。

※県公報：紙媒体は本庁舎県民室、各総合事務所、議会図書室、県立図書館、県立公文書館で閲覧できるのみ（又は必要に応じて印刷）。

(2) 新聞

地元紙（日本海）、全国紙（日経、毎日、産経、朝日、読売）
（試験によって掲載紙は異なる）

(3) ラジオ

近年実施していない。
（広報課へ申請しているが採用されていない）

(4) その他の方法

人事委員会ホームページ、SNS（メールマガジン、ライン、ツイッター、フェイスブック）、
県政だより、就職支援サイトへの掲載、報道機関への資料提供、受験案内（紙媒体）の県施設等
への設置及び関係先への配布等

3 改正の内容

インターネットの普及等を踏まえ、例示としてインターネットの利用を明記する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(試験の告知)</p> <p>第17条 採用試験の告知は、<u>インターネットの利用</u> <u>その他の適切な広報手段</u>によって行うものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(試験の告知)</p> <p>第17条 採用試験の告知は、<u>県公報、新聞、ラジオ</u> <u>その他適切な広報手段</u>によって行うものとする。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 施行日

公布日とする。

【質疑等】

委員：今年度から県公報の登載は行っていないのか。

事務局：ホームページなどその他の媒体で広く周知しており、また県公報自体がホームページによるこ
とが基本になっていて、紙での配布は限定的となっていることがある。

委員：改正前は新聞での広報はしていたのか。

事務局：新聞での広報は改正前も実施していて、今後も予算がある限り実施する予定。今現在やってい
るホームページ、新聞、県政だよりなどについては、引き続き実施する予定でいる。

委員：今回規定を改正したからといってやってはいけないということではなく、効果があると判断す
ればまた復活するということもあるということか。

事務局：その通り。県公報でできなくなるということではない。

委員：今回の改正内容で良いと思うが、インターネットなどがまだ及んでない人もいると思われ、「そ
の他」の中に全部含まれているということだが、紙媒体のものの方が一つ入っていた方がよい
と思うがどうか。誰が見るかという受験対象の若者だから、あまり影響はないということか。

事務局：受験案内は紙媒体で関係施設へ配布し、目につくような形で置いてもらっている。

委員：実態はわかっている。承知した。

◇議案第3号

人事委員会規則の一部改正（警察組織改正関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり規則の一部を改正する。

1 改正する規則の名称

- ① 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）
- ② 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）

2 改正の概要

① 管理職手当に関する規則の改正

別表第1（第2条関係）について

警察本部 3種の職「物品調達官」を「物品契約官」へ名称変更する。

警察本部 3種の職に「安全衛生官」「人身安全対策官」を追加する。

② 職員の職務の級の分類に関する規則の改正

別表第1 行政職給料表級別職務分類表について

警察本部共通 6級の職「物品調達官」を「物品契約官」へ名称変更する。

警察本部共通 6級の職に「安全衛生官」「場長」を追加する。

別表第2 公安職給料表級別職務分類表について

警察本部共通 7級の職「物品調達官」を「物品契約官」へ名称変更する。

警察本部共通 7級の職に「安全衛生官」「人身安全対策官」を追加する。

3 施行日

令和2年3月23日（警察組織改正日）

【質疑等】

委員：自動車運転免許試験場長の職務の級が行政職給料表6級と公安職給料表7級ということで、1級異なるのはなぜか。

事務局：課長級が行政職では6級、公安職では7級となっているということで、もともとそうなっているということ。

六 次回人事委員会の開催

令和2年3月18日（水）午前9時40分から開催することとした。